

## 2 基本方針と安全目標

### ・基本方針（輸送の安全を確保するための方針）

- （１）社長、役員及び職員は、一致団結して輸送の安全確保に努める。
- （２）輸送の安全に関する法令「運転取扱細則」、「整備細則」及び、本規程を良く理解するとともに、これを厳守し、厳正、忠実に職務を遂行する。
- （３）常に輸送の安全に関する状況を理解するように努める。
- （４）職務の実施にあたり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のあるときは最も安全と思われる取扱に努める。
- （５）事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全で適切な処置を行う。
- （６）情報はもれないよう迅速、正確に伝える。
- （７）常に問題意識を持ち、必要な変革に取り組むよう努める。

### ・安全性の向上

索道施設及び職員等に関わる安全性向上のための施策は適宜見直すものとし、当該施設及びこれに基づく取り組みの実績、その他安全に関する情報については毎事業年度、これを取りまとめ安全報告書として公開する。

## 3 事故等の発生状況とその再発防止処置

- （１）索道運転事故 平成２９年度、索道人身障害事故はありません。
- （２）災害 平成２９年度、災害による運転停止はありません。
- （３）インシデント 平成２９年度、国土交通省へのインシデント報告はありません。
- （４）行政指導等 平成２９年度、行政指導等はありません。

## 4 輸送の安全確保のための取り組み

- （１）社長及び、役員は輸送の安全を確保するため、索道事業の実績及び管理の体制を整備するとともに索道事業の実績及び管理の方法を定める。
- （２）社長及び役員は輸送の安全を確保するため、索道事業の実績及び管理の状況を把握し、必要な改善を行なう。
- （３）社長及び役員は輸送の安全確保に関する業務運営上の重要な決定の会議には、安全統括管理者を出席させ、安全統括管理者の行なうべき安全に関する報告及び意見を発表させるものとし、輸送の安全確保に関する業務について安全統括管理者の意見を尊重する。
- （４）社長及び役員は事件・事故の恐れのある事態、災害、その他の輸送の安全確保に支障を及ぼす恐れのある事態の規模や内容等に応じ、対応方法及びその他の必要な事項を定め、職員等に周知徹底する。

## 5 当社の安全管理体制

当社の索道事業における安全管理体制は組織図のとおりとし、各責任者の役割及び権限は次の掲げるとおりです。